

論点

1 認定の基準に関する論点

- ① 「セクシュアルハラスメントを受けた」という出来事の平均的な強度についてどのように考えるか。
- ② 強姦、強制わいせつ等の特に心理的負荷が強いセクシュアルハラスメントの取扱いについて、明確にしてはどうか。
- ・ 「ストレス評価に関する調査研究」（平成 23 年 3 月）の結果では、当該出来事の平均ストレス点数は 5.6 であり、平均的強度Ⅲの出来事の水準（7.1～5.8）には至っていない。
 - ・ 実際の事案では、出来事の強度をⅡと評価したものが最も多いが、極度の心理的負荷があったと評価したもの、強度をⅢに修正したものも少なくない。

「セクシュアルハラスメントを受けた」という出来事の平均的強度はⅡとした上で、Ⅲに修正する要素（行為の態様やその反復継続の程度等）を具体的に示してはどうか。

また、強姦、強制わいせつその他の特定の行為であって特に心理的負荷が強い出来事については、現行の「特別な出来事等」に該当することを明確にしてはどうか。

- ③ 繰り返されるセクシュアルハラスメントを適切に評価するために、どのような方策をとることが適当か。

セクシュアルハラスメントの中には、単発の出来事としては強い心理的負荷とはいえないが、一定期間反復継続することで強い心理的負荷と評価できるものがあるのではないか。

このため、「出来事」及び「出来事後の状況が持続する程度」を個々に評価するのではなく、行為の内容やその反復継続の程度を組み合わせで強い心理的負荷といえるものを、具体的に例示してはどうか。

- ④ 6か月より前に発生したセクシュアルハラスメントが原因で業務上と認められる精神障害はあると考えられるか。

セクシュアルハラスメント事案は、当該出来事が継続的に発生する事案が多く、そのような事情について考慮する必要はないか。

- ・ 判断指針においては、セクシュアルハラスメントに限らず、心理的負荷の評価の対象となる職場における出来事は、対象疾病の「発病前おおむね6か月」以内に発生したものに限定されている。
- ・ 実際の事案の中には、6か月以上前にセクシュアルハラスメントが発生し、発病直前の6か月には当該事実がないものはなかった（なお、セクシュアルハラスメントの終了後約1年2か月後に加害者と同部署に配属されたことを契機として発病したものが1件あった）。

また、実際の事案では、多くの場合長期間続くセクシュアルハラスメントについて、一体的に評価されていた。

例えば、評価期間の発病前おおむね6か月の期間は維持しつつ、6か月より前から発病前6か月以内の期間にも継続しているセクシュアルハラスメントについては、その特有の事情から、一体のものとして評価する扱いとしてはどうか。

- ⑤ セクシュアルハラスメント事案において起こる複数の出来事のうちの典型的なものについて、総合評価の方法を具体的に示すことができないか。

次のような事例について、総合評価により心理的負荷が強いと判断できる具体的な例を示してはどうか。

- ・ 対人関係のトラブルを相談したことを契機としてセクシュアルハラスメントが生じたもの
- ・ セクシュアルハラスメントへの対応に伴う加害者や同僚からのいじめ、嫌がらせ

- ⑥ 出来事後の状況のうち典型的なものについて、どのように評価する、あるいは評価しないことが適切か、明らかにすることができないか。

会社に対してセクシュアルハラスメント被害やその改善を訴えた後に、職場の人間関係が悪化した事実や、会社が何ら対応しなかった事実は、心理的負荷が強まる要素であることを明示してはどうか。

セクシュアルハラスメントの被害を訴えず、そのため会社が対応しなかった事実は、心理的負荷の強度を弱める要素とはならないことを明示してはどうか。

- ⑦ どの程度の事実関係が確認できれば、心理的負荷の強度を適切に判断できるか。

強い心理的負荷があると認められるセクハラ行為の典型例に該当するための確認事項を示すことにより、調査の迅速化、請求人の負担の軽減、認定の適正が図られるのではないかと。

2 運用に関する論点

- ① 相談や請求を控える場合があるとすれば、その原因は何か。これを解消するために、どのような方策をとることが適当か。

- ・ パンフレット等、情報提供に関し、どのような工夫が必要か
- ・ 相談・窓口の体制に関し、どのような工夫が必要か
- ・ 請求手続に関し、どのような工夫が必要か

- ・ 被害者が適切に労災請求できるパンフレットの整備
- ・ 業務上認定が困難である場合でも、窓口での相談の際には、被害者の立場に立って対応を行うことの徹底
- ・ 請求人からの聴取に当たる専門的知識を有する職員の配置及び研修の充実

- ② 労働基準監督署における調査を行う過程で、留意すべき事項があるか。特に、請求人（被害者）や加害者、同僚等からの聴取の際に留意すべき事項は何か。

聴取の留意点として次のことを示してはどうか

- ・ 被害者、加害者等のプライバシー保護に関すること
- ・ 聴取の順序に関すること
- ・ 聴取時間、聴取側の人数、担当者の性別に関すること
- ・ 聴取の内容に関すること

（あまり細かく聴いたり、繰り返し聴いたりすると、被害者が責められていような心理状況に陥ったり、被害者が被害を想起して症状を悪化させるおそれがあることに留意）

- ③ 当事者にしか事実関係が明らかでない場合に、これを明らかにするために有効な手法はあるか。

当事者の主張に大きな相違がある場合の調査に関して、次のことを示してはどうか

- ・ 時系列的に、具体的に行為を確認するため、当時の日記、加害者とのやり取りの録音等の物的証拠の収集に努める。
- ・ 加害者や、被害者の主張を否定する者等に対しては、可能な限り具体的な情報を示しながら聴取を行う。

3 ヒアリングで提示された内容に関する論点

① 「セクシュアルハラスメントを受けた」という出来事は、「対人関係のトラブル」という出来事の類型に位置づけることが適当ではないのではないか。

② 前記の 1 及び 2 の論点のほか、セクシュアルハラスメント事案について、特に次のことを考慮すべきではないか。

- ・ 被害者は、セクシュアルハラスメントを軽くしたいとか、勤務を継続したいとの心理から、やむを得ず加害者に迎合するようなメール等を送ることや、加害者の誘いを受け入れることがあるが、これらの事実を単純に合意の根拠としないこと。
- ・ 被害から相談行動をとるまでには、長期間かかることが多いが、この事実を単純に心理的負荷が弱いという根拠にしないこと。
- ・ 被害者は、相談窓口や病院で、セクシュアルハラスメントを受けたということをすぐには話せないが、この事実を単純に心理的負荷が弱いという根拠にしないこと。
- ・ 加害者が被害者に対して優越的な立場にある場合、その事実は心理的負荷の強度を強める要素となること。
- ・ 個体側要因の判断に当たり、被害者の過去の性暴力被害、妊娠経験等は判断要素とならないこと。